

富山県飲食業関連事業者支援給付金 申請受付要項（概要）

【受付期間】 令和3年2月15日（月）から同年3月15日（月）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。※3月15日（月）当日消印有効
（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先> 〒930-8799（住所記載不要）

富山中央郵便局留 富山県飲食業関連事業者支援給付金事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口での受け取りは、2月12日（金）以降となります。

当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

【お問合せ先】 ご不明な点は下記の間合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県飲食業関連事業者支援給付金コールセンター

電話番号：076-444-4155 受付時間：午前9時～午後5時

給付金を装った詐欺にご注意ください！

- 県が、給付金の支給のために現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、県をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

富山県飲食業関連事業者支援給付金申請受付要項

令和3年2月10日

概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県は、令和3年1月13日（水）から、県民や事業者の皆様の行動を制限する「ステージ2」に移行し、酒類を提供する飲食店には、令和3年1月18日（月）から令和3年1月31日（日）までの間、感染拡大防止のため、「食事提供施設における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「時短要請」といいます。）にご協力いただきました。

それに伴い、時短要請にご協力いただいた飲食店と直接の取引がある事業者及び運転代行業の皆様のうち、経営に大きな影響を受けた事業者の皆様に対して、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」（以下、「給付金」といいます。）を支給いたします。

2 給付金の支給対象事業者

酒類を提供する飲食店への時短要請により、直接的に影響を受けた事業者で、次の事業者を対象とします。

- (1) 飲食店と直接の取引がある事業者
- (2) 運転代行業（「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた、または受ける予定の事業者を除く。）

3 給付金の支給額

1事業者あたり 20万円

申請要件

給付金の申請要件は、次の全ての要件を満たす場合とします。

- 1 県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主であること。
- 2 酒類を提供する飲食店への時短要請により、直接的に影響を受けた事業者で、飲食店と直接の取引がある事業者又は運転代行業（「富山県高速バス・タクシー等支援事業費補助金」の給付を受けた、または受ける予定の事業者を除く。）であること。
- 3 令和3年1月の売上が前年同月比で50%以上減少したこと。

- 4 今後も事業を継続すること。
- 5 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
- 6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
なお、このことを確認するために必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

申請手続き等

1 給付金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口受け取りは、2月12日（金）以降となります。
当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

2 申請書類

申請書チェックリストで規定する申請書類を「郵送」してください。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のためにご連絡することもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定とする場合があります。

なお、申請書類は返却いたしません。

3 申請方法

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

（特定記録郵便など、郵送物の追跡ができる方法で郵送願います。）

令和3年3月15日（月）の当日消印有効です。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒930-8799（住所記載不要）

富山中央郵便局留 富山県飲食業関連事業者支援給付金事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

4 給付金の申請受付期間

令和3年2月15日（月）から同年3月15日（月）まで

5 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは給付金を順次支給します。

6 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、後日、給付金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- (2) 申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

7 給付金に関する問い合わせ先

給付金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県飲食業関連事業者支援給付金コールセンター

電話番号：076-444-4155 受付時間：午前9時～午後5時

その他

- 1 給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（給付金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払うこととなります。
- 2 給付金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

よくあるご質問（給付金について）

令和3年2月10日

【給付金について】

- Q 1. 給付金を支給する趣旨は？
- Q 2. 給付金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？
- Q 3. 中小企業・小規模事業者の範囲は？
- Q 4. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？
- Q 5. 指定管理者や第3セクターは給付金の支給対象か？
- Q 6. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？
- Q 7. 富山県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた給付金が支給されるか？
- Q 8. 富山県内で複数の店舗を運営する事業者は、全店舗において売上が前年同月の50%減少でなければ給付金はもらえないのか？
- Q 9. 取引先の飲食店は時短営業を実施していなかったが、売上が前年度同月の50%減少している場合は給付金支給の対象となるのか？
- Q 10. 対象月以外で売上が前年度同月の50%減である場合、対象外か？
- Q 11. 飲食店と直接取引のある製造業者等に販売している事業者は対象外か？
- Q 12. 給付金は課税対象となるか？

【給付金について】

Q 1. 給付金を支給する趣旨は？

A. 酒類を提供する飲食店への時短要請により、飲食店と直接の取引がある事業者及び運転代行業の皆さんのうち、経営に大きな影響を受けた事業者に、県独自の支援金「1事業者一律20万円」を支給するものです。

Q 2. 給付金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か？

A. 令和3年1月の売上が前年同月比で50%以上減少した県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主が対象になります。

Q 3. 中小企業・小規模事業者の範囲は？

A. 中小企業基本法で定める中小企業者・小規模企業者です。また、会社以外の法人（従業員数が100人以下に限ります。例：NPO法人、社会福祉法人 等）も対象となります。

《参考》

	業種分類	中小企業基本法の定義
中小企業者	製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
	卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
	小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
	サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小規模企業者	製造業その他	従業員20人以下
	商業※・サービス業	従業員5人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

Q 4. いわゆる大企業も給付金支給の対象となるか？

A. 対象となりません。

令和3年1月売上が前年同月売上の50%以上減少している県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主であることを要件としています。

Q 5. 指定管理者や第3セクターは給付金の支給対象か？

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、給付金の支給対象ではありません。

Q 6. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は給付金支給の対象となるか？

A. 要件に該当する場合は対象となります。

Q 7. 富山県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた給付金が支給されるか？

A. 今回の給付金は事業者単位で支給することとなります。複数店舗を持つ事業者であっても、1事業者あたり20万円の支給となります。

Q 8. 富山県内で複数の店舗を運営する事業者は、全店舗において売上が前年同月の50%減少でなければ給付金はもらえないのか？

A. 法人全体で前年同月と比べ50%以上売上が減少している場合は、その他要件が該当していれば給付金の支給対象です。

Q 9. 取引先の飲食店は時短営業を実施していなかったが、売上が前年度同月の50%減少している場合は給付金支給の対象となるのか？

A. 時短営業を実施していない飲食店と取引を行っていて、売上が前年同月比 50%減少している場合は、今回の給付金の趣旨とは合わないため、対象外です。

Q 1 0. 対象月以外で売上が前年度同月の 50%減である場合、対象外か？

A. 対象となりません。今回の給付金は 1 月 18 日から 1 月 31 日に実施した飲食店への時短要請に伴い、売上が減少した業者に対して給付金を支給することを目的としていることから、対象月以外で売上減少した場合は要件を満たしたことはありません。

Q 1 1. 飲食店と直接取引のある製造業者等に原材料等を販売している事業者は対象外か？

A. 今回の対象は飲食店と直接取引を行っている事業者に対する給付金のため、対象となりません。

Q 1 2. 給付金は課税対象となるか？

A. 給付金は事業所得に区分されるため、課税対象です。
ただし、給付金の支給を含めた 1 年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じない場合もあります。

よくあるご質問（申請について）

令和3年2月10日

【1 申請について】

- Q 1-1. 自分が給付金の対象となるか分からないのですが。
- Q 1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？
- Q 1-3. 給付金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？
- Q 1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

【2 「様式1 給付金申請書」について】

- Q 2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？
- Q 2-2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？
- Q 2-4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？
- Q 2-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

【3 「様式2 誓約書」について】

- Q 3-1. 誓約書は押印が必要ですか？

【4 添付書類について】

- Q 4-1. (1) 営業活動を行っていることがわかる書類とはどのようなものですか？
- Q 4-2. (1) ①売上台帳とは具体的にどのようなものですか？
- Q 4-3. (1) ①売上台帳はいつのものが必要になりますか？
- Q 4-4. (1) ③本人確認書類の添付は1点でよいですか？
- Q 4-5. (1) ③本人確認書類として、住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点はありますか？
- Q 4-6. (3) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？
- Q 4-7. (3) 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？

【5 その他】

- Q 5-1. 以前に「富山県事業持続化・地域再生支援金」やその他助成金を申請しましたが、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」の申請もできるのですか？
- Q 5-2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？
- Q 5-3. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

【1 申請について】

Q1-1. 自分が給付金の対象となるか分からないのですが。

A. 申請受付要項をご覧ください。

なお、給付金に関する問合せは、以下のコールセンターで受付しております。(電話のみ)

富山県飲食業関連事業者支援給付金コールセンター

電話番号：076-444-4155 受付時間：午前9時～午後5時

Q1-2. 申請書類はどこで手に入れますか？

A. 富山県ホームページからダウンロードできるほか、各市町村や商工団体等での配付を予定しています。

Q1-3. 給付金はなるべく早く申請しないとなくなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。3月15日(月)【当日消印有効】までに申請書をご提出いただければ給付金の支給対象となります。期限内の提出をお願いします。

Q1-4. 申請受付期間を過ぎてしまいました。遡っての申請は可能ですか？

A. 遡っての申請は受付しません。

【2 「様式1 給付金申請書」について】

Q2-1. 「住所」欄について、個人事業主の場合は事業所と自宅のどちらを記載すればよいですか？

A. 自宅の住所を記載してください。

Q2-2. 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか？

- A. 法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。
(法人番号公表サイト] <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

Q2-3. 金融機関コードや支店コードが分からない場合はどうしたらよいですか？

- A. 金融機関コードや支店コードは、通帳や金融機関ホームページ等で確認することができます。なお、不明な場合は、空白でも構いません。

Q2-4. 固定電話と携帯電話のいずれか一方しかない場合はどうすればよいですか？

- A. いずれか一方のみ記載で構いませんが、提出書類に不備があった場合等に連絡することがあるので、連絡をとれる番号を記載してください。

Q2-5. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

- A. 本人確認ができませんので受け付けられません。

【3 「様式2 誓約書」について】

Q3-1. 誓約書は押印が必要ですか？

- A. いいえ、必要ありません。ただし、必ず様式2をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある申請者氏名欄は、必ず自署でお願いします。

【4 添付書類について】

Q 4-1. (1) 営業活動を行っていることがわかる書類とはどのようなものですか？

A. 昨年と今年1月の売上台帳の写し、直近の事業年度の確定申告の写しなどです。

Q 4-2. (1) ①売上台帳とは具体的にどのようなものですか？

A. 対象月の収入額（合計額）がわかるものを提出してください。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。

書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額を確認できる資料を提出してください。（「令和2年1月」「令和3年1月」や「合計●円」が明確に記載されている等）

※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

※提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できるよう、対象となる売上月（対象月）を記載してください。

※対象月の【売上額】の【合計】を記載してください。

※売上額が0円の場合は、【対象月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。

Q 4-3. (1) ①売上台帳はいつのものが必要になりますか？

A. 令和2年1月及び令和3年1月の売上台帳等の写しをご提出ください。

Q 4-4. (1) ③本人確認書類の添付は1点でよいですか？

A. 下記の(1)～(3)をお持ちの場合は、いずれか1点を添付してください。

(1) 運転免許証の写し（裏面記載がある場合は、裏面も写しを添付。）

(2) パスポートの写し（顔写真記載と所持人記入欄のページの写し。）

(3) マイナンバーカードの写し（表面の写しを添付。マイナンバーの記載がある裏面の写しは不要）

(1)～(3)がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ1点（計2点）の添付が必要です。

ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳

イ 住民票、公共料金（電気・水道）の領収書、国税・地方税の領収書

例：ア 健康保険証の写し＋イ 住民票の写し

ア 年金手帳の写し＋イ 電気料金の領収書の写しなど

Q4-5. (1) ③本人確認書類として、住民票を添付したいのですが、発行日などに留意点はありますか？

A. 発行から3カ月以内の住民票（原本）を添付してください。

Q4-6. (3) 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？

A. 金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が記載されているページの写しをコピーいただき、様式3に貼り付けて提出してください。

Q4-7. (3) 当座預金を使用しており、通帳がない場合、どのような資料を添付すればよいですか？

A. 金融機関から発行される当座勘定照合表など、振込先情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）のわかる書類の写しを添付ください。

【5 その他】

Q5-1. 以前に「富山県事業持続化・地域再生支援金」やその他助成金を申請しましたが、「富山県飲食業関連事業者支援給付金」の申請もできるのですか。

A. 本給付金の申請受付要項に定める支給対象者に該当する場合、申請いただけます。

Q5-2. 申請書チェックリストは提出が必要ですか？

A. 必ず提出してください。

Q5-3. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

A. 郵送でのみ受付をしています。特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。また、送料は申請者側でご負担いただきます。

なお、料金不足の場合は、受付せず返送します。その結果、再申請が受付期限に間に合わなかった場合は受付できませんので、ご注意ください。

富山県飲食業関連事業者支援給付金申請書類チェックリスト

- ・本チェックリストにて書類がそろっているか確認し、各項目をチェックしてから、本リストも申請書類とあわせて提出してください。
- ・迅速に審査する観点から提出漏れのないようご協力をお願いします。

下記の口の中にチェック☑を入れてください。

チェック欄	書 類 名
<input type="checkbox"/>	1 様式1 給付金申請書
<input type="checkbox"/>	2 様式2 誓約書
	3 添付書類 次の(1)①~③、(2)及び(3)の書類が全て必要となります。
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 営業活動を行っていることがわかる書類</p> <p>① <u>令和3年1月の売上げが前年度同月比で50%以上減少したことがわかる書類</u> (例) 昨年と今年1月の売上台帳の写し等</p> <p>② <u>直近の事業年度の確定申告書の写しをA4サイズでコピーして同封</u> ※確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印(税務署においてe-TAXにより申請した場合は、受付日付が印字)されていることが必要です。 ご自宅からe-TAXにより申請した場合は、「受信通知(メール詳細)」の写しを添付ア. 法人の場合(次の両方を添付してください) ・確定申告書別表一 ・法人事業概況説明書(両面) イ. 個人事業主の場合 i) 青色申告の場合(次の両方を添付してください) ・確定申告書第一表 ・所得税青色申告決算書(ページ1とページ2) ii) 白色申告の場合 ・確定申告書第一表 ※所得税青色申告決算書が無い場合、または白色申告の場合は、確定申告書第1表⑦の金額を12で割った金額を、比較する月(令和2年1月分)の売上げとしてください。</p> <p>③ <u>本人確認書類(写しで可) ※法人の場合は代表者のもの</u> (例) 運転免許証(裏表)、パスポート(顔写真と所持人記入欄のページ)等 ⇒様式3に添付してください。(様式3に必要書類の例があります。)</p> <p>④ <u>認定証の写し(運転代行業のみ) ※富山県公安委員会が交付したもの</u></p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2) 時短営業をした飲食店と取引したことがわかる書類(写しで可、運転代行業を除く) (例) 売上伝票の写し等 ※(1)①の書類から時短営業をした飲食店との取引がわかる場合は不要</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し(通帳1ページ目の見開き部分) ※<u>振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。</u> (法人の場合は当該法人の口座に限ります。) ⇒様式3に添付してください。</p>

上記すべてに☑が入ったことを確認しました。

※申請書類一式をコピー又は写真撮影し、お手元に保管してください。

【記入方法の問合せ先】
 富山県飲食業関連事業者支援給付金コールセンター
 電話番号:076-444-4155 (受付時間:午前9時~午後5時)

令和3年 月 日

富山県知事 様

住所 (法人:主たる事務所 個人事業主:自宅の所在地)	〒		
申請事業者氏名 (法人名又は個人事業者名) 押印 (法人:代表者印(丸印) 個人事業者:認印)	フリガナ		
	名称		
	代表者役職		
	フリガナ		
申請書類の作成担当者・連絡先 (不備があった場合の連絡先)	フリガナ 氏名	電話	
		携帯電話	
		代表者氏名	印

富山県飲食業関連事業者支援給付金申請書

次のとおり富山県飲食業関連事業者支援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 給付金申請額

金 20 万円

2 申請事業者

※□がある場合、該当するものにチェック☑をお願いします。

事業者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主										
法人番号(法人のみ)											
時短した飲食店名 ^{※1} と主な取引内容											
振込先					銀行・金庫・組合 農協・漁協				本店・支店・出張所 本所・支所		
	金融機関コード ^{※2}				支店コード ^{※1}						
	店番 ゆうちょ銀行の 場合のみ記入				預金種類				普通		当座
	口座番号 ^{※3}										
	フリガナ 口座名義										

※1 時短した飲食店の取引先のうち、主な1店舗のみ記入してください。
 ※2 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。
 ※3 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
 (記入いただいた情報は本給付金に関する業務にのみ使用します。)

受付欄 (記入不要)

富山県知事 様

誓 約 書

富山県飲食業関連事業者支援給付金に関して、次のとおり誓約します。

1. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。
2. 給付金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（給付金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払います。
3. 富山県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
4. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に該当する暴力団員又は第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
なお、このことを確認するため必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会することに同意します。
5. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、給付金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
6. 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

申請者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の役職と氏名）

※氏名は法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

添付書類 貼り付け用紙

添付書類3 (1) ③本人確認書類 (写しで可)

のりしろ

下記のうち、どれか1点を添付してください。

- (1) 運転免許証の写し (裏面記載がある場合は裏面も)
- (2) パスポートの写し (顔写真のページと所持人記入欄のページ)
- (3) マイナンバーカードの写し (表面 (顔写真のある面))

※ (1)、(2)、(3)がない場合、次のア及びイの写しからそれぞれ1点 (計2点)

- ア 健康保険証、介護保険証、年金手帳 (有効期限内のもの)
- イ 住民票 (6か月以内に発行のもの)、
公共料金 (電気・水道など) または国税・地方税の領収書 (直近のもの)

例：ア健康保険証の写し + イ住民票の写し

ア年金手帳の写し + イ電気料金の領収書の写し など

添付書類3 (3) 振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し

のりしろ

通帳表紙裏面 (口座番号・口座名義が書かれた部分) の写し

- ※ 振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。
(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- ※ 様式1の口座と同じものに限ります。
- ※ 通帳の振込口座情報が記載されているページの見開き写しを貼付してください。
(下記参照)
- ※ 当座預金口座や電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を「A4サイズ」で印刷して同封してください (この用紙にのりづけする必要はありません)。

(銀行通帳の例)

口座名義 (カナ)	
銀行コード ○○○○	預金種類 ○○
店番 ○○○	口座番号 ○○○○○○○○
○○銀行 ○○支店	

(ゆうちょ銀行の例)

記号 11960	番号 1234561
おなまえ (カナ氏名)	
住所 〒○○○-○○○	富山県○○市○○…
【店名】 一二三 (読み イチニサン)	【預金種目】 普通貯金
【店番】 123	【口座番号】 0123456

記入例<個人事業主の場合>

様式1

【記入方法の問合せ先】

富山県飲食業関連事業者支援給付金コールセンター

電話番号:076-444-4155 (受付時間:午前9時~午後5時)

令和3年2月15日

富山県知事 様

住所 (法人:主たる事務所 個人事業主:自宅の所在地)	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7			個人事業主の場合 自宅の住所を記載し てください(本人確 認書類と一致)。
申請事業者氏名 (法人名又は個人事業者名)	フリガナ 名称			
押印 (法人:代表者印(丸印) 個人事業者:認印)	代表者役職	押印を忘れず、 お願いします。		
	フリガナ	タテヤマ ジロウ		
	代表者氏名	立山 次郎 (印)		
申請書類の作成担当者・連絡先 (不備があった場合の連絡先)	フリガナ 氏名	タテヤマ ジロウ 立山 次郎	電話	076-△△△-□□□□
			携帯電話	076-△△△△-□□□□

富山県飲食業関連事業者支援給付金申請書

次のとおり富山県飲食業関連事業者支援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 給付金申請額

金 20 万円

2 申請事業者

※□がある場合、該当するものにチェック☑をお願いします。

事業者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主						
法人番号(法人のみ)							
時短した飲食店名*1 と主な取引内容	居酒屋とやま			酒類の小売			
振込先	●●●	銀行・金庫・組合 農協・漁協			●●●●	本店・支店・出張所 本所・支所	
	金融機関コード*2	1	2	3	4	支店コード*1	1 2 3
	店番 ゆうちょ銀行の 場合のみ記入	預金種類			普通	当座	
	口座番号*3	1	2	3	4	5	6 7
フリガナ 口座名義	タテヤマ ジロウ 立山 次郎						

※1 時短した飲食店の取引先のうち、主な1店舗のみ記入してください。

※2 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。

※3 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

(記入いただいた情報は本給付金に関する業務にのみ使用します。)

受付欄 (記入不要)

記入例<法人の場合>

様式 1

【記入方法の問合せ先】

富山県飲食業関連事業者支援給付金コールセンター
 電話番号:076-444-4155 (受付時間:午前9時~午後5時)

令和3年2月15日

富山県知事 様

住所 (法人:主たる事務所 個人事業主:自宅の所在地)	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7			法人にあっては主たる事務所の所在地	
申請事業者氏名 (法人名又は個人事業者名)	フリガナ トヤマセイカ 名称 とやま青果				
押印 (法人:代表者印(丸印) 個人事業者:認印)	代表者役職	代表		代表者印(丸印)を忘れず、お願いします。	
	フリガナ	トヤマ タロウ			
代表者氏名	富山 太郎	Ⓜ			
申請書類の作成担当者・連絡先 (不備があった場合の連絡先)	フリガナ 氏名	フリガナ	イシヤ 一郎	電話	076-△△△-□□□□
				携帯電話	076-△△△△-□□□□

富山県飲食業関連事業者支援給付金申請書

次のとおり富山県飲食業関連事業者支援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 給付金申請額

金 20 万円

2 申請事業者

※□がある場合、該当するものにチェック☑をお願いします。

事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主													
法人番号(法人のみ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	
時短した飲食店名*1 と主な取引内容	レストランとやま						食材の納入(野菜などの青果類)							
振込先	●●●			銀行・金庫・組合 農協・漁協			●●●●			本店 支店・出張所 本所・支所				
	金融機関コード*2				1	2	3	4	支店コード*1			1	2	3
	店番 ゆうちょ銀行の 場合のみ記入		預金種類				普通		当座					
	□座番号*3		1	2	3	4	5	6	7					
フリガナ 口座名義		トヤマセイカ トヤマ タロウ とやま青果 富山 太郎												

※1 時短した飲食店の取引先のうち、主な1店舗のみ記入してください。
 ※2 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。
 ※3 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
 (記入いただいた情報は本給付金に関する業務にのみ使用します。)

受付欄(記入不要)